

令和5年6月12日

令和5年第2回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	4	処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件	3
〃	5	処分報告（支払督促の申立てに対する督促異議に係る訴えの提起）の件	7
〃	6	処分報告（市営住宅に係る明渡等請求訴訟の提起）の件	8
〃	7	処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第14号））の件	9
〃	8	繰越明許費繰越報告の件	13
〃	9	建設改良費等繰越報告の件	15
〃	10	建設改良費等繰越報告の件	18
〃	11	処分報告（令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第2号））の件	22
〃	12	令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件	26
議案	33	附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	28
〃	34	貝塚市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件	29
〃	35	貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件	29
〃	36	貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	31
〃	37	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	32
〃	38	貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件	32
〃	39	字の区域の変更及び町を新設する件	34
〃	40	令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第3号）の件	37
〃	41	令和5年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件	42
〃	42	令和5年度貝塚市病院事業会計補正予算（第1号）の件	46

報告第 4 号

処分報告（貝塚市市税条例の一部改正）の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したものであるので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 3 月 31 日処分

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 1 6 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成 25 年貝塚市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「若しくは第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 51 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 52 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「において」を「には」に改める。

第 108 条第 1 項及び第 5 項並びに第 112 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 14 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 15 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 16 条第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に、「0

」を「3分の2」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第17条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第17条の3第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第17条の4 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第67条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土

地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第87条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第29条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第29条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第29条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第29条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に、「0」を「3分の2」に改める。

附則第29条の6（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第41条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第42条の2を削り、附則第42条の2の2を附則第42条の2とする。

附則第42条の6第3項を削る。

附則第42条の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」

とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第43条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第47条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第65条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の貝塚市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の貝塚市市税条例附則第42条の2及び第42条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第42条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第41条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第 7 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第14号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第14号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,569千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,668,888千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 寄附金		730,194	510	730,704
	1. 寄附金	730,194	510	730,704
18. 繰入金		2,113,127	27,773	2,140,900
	1. 基金繰入金	2,085,455	27,773	2,113,228
22. 自動車取得税交付金		0	1,286	1,286
	1. 自動車取得税交付金	0	1,286	1,286
歳 入 合 計		40,639,319	29,569	40,668,888

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,878,428	29,059	5,907,487
	1. 総務管理費	5,115,738	29,059	5,144,797
3. 民生費		18,638,117	510	18,638,627
	1. 社会福祉費	7,795,866	510	7,796,376
歳 出	合 計	40,639,319	29,569	40,668,888

報告第 8 号

繰越明許費繰越報告の件

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度貝塚市一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 4 年度 貝塚市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			
						国・府支出金	地方債	その他	
2.	1.		円	円	円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	人権行政推進事業	621,000	620,400	0	0	0	0	620,400
4.	1.								
衛生費	保健衛生費	出産・子育て伴走型相談・経済支援事業	67,268,000	750,000	0	625,000	0	0	125,000
4.	2.								
衛生費	清掃費	塵芥収集車購入事業	12,902,000	12,902,000	0	0	7,900,000	0	5,002,000
9.	1.								
消防費	消防費	消防団施設整備事業	9,600,000	9,600,000	0	0	8,000,000	0	1,600,000
10.	2.								
教育費	小学校費	学校保健特別対策事業	14,850,000	14,850,000	0	14,848,000	0	0	2,000
10.	2.								
教育費	小学校費	小学校管理事業（臨時）	217,261,000	217,261,000	0	29,864,000	168,500,000	0	18,897,000
10.	3.								
教育費	中学校費	学校保健特別対策事業	7,200,000	7,200,000	0	7,198,000	0	0	2,000
合計			329,702,000	263,183,400	0	52,535,000	184,400,000	0	26,248,400

報告第 9 号

建設改良費等繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度貝塚市水道事業会計予算に係る建設改良費等の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 4 年度貝塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	鳥羽水間線配水管 布設替工事 (土工工事)	円 13,882,000	円 0	円 13,882,000	円 0	円 13,882,000	円 0	円 0	入札が不調となった ため。
		大阪和泉泉南線 配水管布設替工 事(その2) (土工工事)	円 9,262,000	円 0	円 9,262,000	円 0	円 9,262,000	円 0	円 0	入札が不調となった ため。

令和4年度貝塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						給水収益	受託工事 収益			
1. 水道事業費 用	2. 営業外費用	南近義住宅1号 線配水管移設工 事(仮管工事)	円 3,718,000	円 0	円 3,718,000	円 0	円 3,718,000	円 0	円 0	本工事の前工程工 事が遅れ、本工事 の着手が遅れたた め。

報告第 10 号

建設改良費等繰越報告の件

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度貝塚市下水道事業会計予算に係る建設改良費等の繰越計算書を、次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 4 年度貝塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	脇浜第一排水 区管渠築造工 事第 1 工区	円 227,556,000	円 0	円 227,556,000	円 109,846,000	円 117,600,000	円 110,000	円 0	円 0	地元調整に日数を要 したこと、及び仮設 工法の変更が必要と なり、その検討に日 数を要したため。
		脇浜第一排水 区管渠築造工 事第 1 工区に 伴うガス管移 設等工事(仮管 工事)	円 6,235,000	円 0	円 6,235,000	円 0	円 6,200,000	円 35,000	円 0	円 0	地元調整に日数を要 したため。
		脇浜第一排水 区管渠築造工 事第 1 工区に 伴う電気設備 移転工事	円 272,361	円 0	円 272,361	円 0	円 200,000	円 72,361	円 0	円 0	地元調整に日数を要 したため。
		森三ツ松処理 分区污水管布 設工事第 16 工 区	円 54,630,000	円 0	円 54,630,000	円 27,315,000	円 27,200,000	円 115,000	円 0	円 0	本工事の前工程工事 が遅れ、本工事の着 手が遅れたため。
		王子窪田処理 分区污水管布 設工事第 28 工 区に伴うガス 管移設等工事 (復元工事)	円 11,084,000	円 0	円 11,084,000	円 0	円 11,000,000	円 84,000	円 0	円 0	本工事の前工程工事 が遅れ、本工事の着 手が遅れたため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
		王子窪田処理 分区污水管布 設工事第 34 工 区に伴うガス 管移設等工事 (仮管・本移設 工事)	円 13,397,000	円 0	円 13,397,000	円 0	円 13,300,000	円 97,000	円 0	円 0	地下埋設管理者との 調整に日数を要した ため。
		半田第 2 処理 分区污水管布 設工事第 5 工 区に伴うガス 管移設等工事 (仮配管工 事・復元工事)	円 7,716,000	円 0	円 7,716,000	円 0	円 7,700,000	円 16,000	円 0	円 0	地下埋設管理者との 調整に日数を要した ため。
		王子窪田処理 分区污水管布 設工事第 32 工 区に伴う配水 管移設工事(仮 管工事)	円 4,748,000	円 0	円 4,748,000	円 0	円 4,700,000	円 48,000	円 0	円 0	本工事と隣接する工 事が遅れ、本工事の 着手が遅れたため。
		令和 4 年度貝 塚市公共下水 道津田雨水ポ ンプ場建設工 事委託	円 95,000,000	円 0	円 95,000,000	円 47,433,000	円 47,500,000	円 67,000	円 0	円 0	委託先の地方共同法 人日本下水道事業団 の入札が不調・不落 となったため。
		二色浜雨水ポ ンプ場 No. 3 デ ィーゼル機関 整備工事	円 11,605,000	円 0	円 11,605,000	円 0	円 0	円 11,605,000	円 0	円 0	ディーゼルエンジン 分解時に新たな部品 取替えが必要とな り、その製作に日数 を要したため。

令和4年度貝塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						雨水処理 負担金	下水道 使用料			
1. 下水道事業 費用	1. 営業費用	津田雨水ポン プ場自家発電 設備修繕工事	円 1,738,000	円 0	円 1,738,000	円 1,738,000	円 0	円 0	円 0	受注生産である部品の納 入が、従業員の新型コロ ナウイルス罹患で遅れた ため。

報告第 11 号

処分報告（令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和5年度貝塚市一般会計補正予算（第2号）の件

令和5年度貝塚市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,171,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月26日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,072,184	554,865	7,627,049
	2. 国庫補助金	900,675	554,865	1,455,540
20. 諸収入		678,927	500	679,427
	5. 雑入	241,416	500	241,916
歳入合計		36,616,378	555,365	37,171,743

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,324,005	15,100	4,339,105
	1. 総務管理費	3,622,440	15,100	3,637,540
3. 民生費		16,709,396	539,765	17,249,161
	1. 社会福祉費	6,868,728	383,192	7,251,920
	2. 児童福祉費	6,651,541	156,573	6,808,114
10. 教育費		2,763,411	500	2,763,911
	5. 社会教育費	625,029	500	625,529
歳 出	合 計	36,616,378	555,365	37,171,743

報告第 12 号

令和 5 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画報告の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業計画を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 5 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画

事業の方針
<p>【方針】</p> <p>方針 1. 市民の参加、参画を重要視した事業運営</p> <p>方針 2. 芸術性の高い内容、演者、アーティストの選択</p> <p>方針 3. 地域との連携</p>

事業	事業の概要
コスモスシアターの管理、運営業務	<ul style="list-style-type: none">・シアターの活性化や賑わい作りを行う。・施設利用率の向上に向けて、積極的かつ効率的な営業、宣伝を行う。・建物、備品の経年劣化を踏まえ、効率のいい施設管理を行う。
自主、受託事業の企画、実施業務	<ul style="list-style-type: none">・貝塚市や地域との連携を活かした事業に取り組む。・上質な文化・芸術に触れる機会を提供する。・小中高生はじめ若年層の文化活動を支援し、地域文化の担い手を育成する。・市民が親しみやすいホール運営を目指し、町会、自治会の協力を得て、多くの方々に足を運んでもらえるよう、事業の展開、宣伝を行う。

令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団予算

令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算については、次に定めるところによる。

(収支予算)

- 1 令和5事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の収支予算は、収入を236,114千円、支出を236,114千円とする。
- 2 収入支出予算の科目ごとの金額は、次による。

収入の部 (単位:千円)

大 科 目	予 算 額
基本財産運用収入	0
事業収入	234,914
雑収入	1,200
当期収入合計	236,114
前期繰越収支差額	0
収入合計	236,114

支出の部 (単位:千円)

大 科 目	予 算 額
事業支出	234,204
管理費	1,910
当期支出合計	236,114
当期収支差額	0
次期繰越収支差額	0

借入金限度額 5,000,000円

議案第 33 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

附属機関に関する条例及び貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

(附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号)の一部を次のように改正する。

「

別表中	貝塚市地域保健対策 推進協議会	市民の健康づくりの方策について必要な事 項の審議に関する事務
-----	--------------------	-----------------------------------

」

「

を	貝塚市地域保健対策 推進協議会	市民の健康づくりの方策について必要な事 項の審議に関する事務	に改め
	貝塚市対策型胃内視 鏡検診検討委員会	対策型胃内視鏡検診の適正な実施について 必要な事項の調査審議に関する事務	

」

る。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年貝塚市条例
第336号)の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	貝塚市地域保健対策 推進協議会	同 8,000円	同	を
-------	--------------------	----------	---	---

」

「

貝塚市地域保健対策 推進協議会	同 8,000円	同	に改める。
貝塚市対策型胃内視 鏡検診検討委員会	同 8,000円	同	

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

貝塚市防災会議条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市防災会議条例の一部を改正する条例

貝塚市防災会議条例（昭和43年貝塚市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「42人」を「44人」に改め、同条第5項第4号中「2人以内」を「1人」に改め、同項第5号中「10人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市市税条例の一部を改正する条例

貝塚市市税条例（平成25年貝塚市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第30条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項

の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第34条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第36条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第46条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第49条において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第94条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第42条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第43条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第94条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の貝塚市市税条例(以下「新条例」という。)附則第43条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第25条第2項並びに第34条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第36条、第38条、第45条、第46条及び第50条の改正規定並びに附則第42条の2及び附

則第43条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条例附則第43条第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第30条の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の貝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき貝塚市市税条例第30条第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第94条第1号エ及び附則第43条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第42条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第36号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員定数条例の一部を改正する条例

貝塚市職員定数条例(昭和24年貝塚市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「326人」を「336人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 37 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和61年貝塚市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第7条の見出し及び同条第1項中「感染症防疫等作業従事手当」を「感染症防疫作業従事手当」に改める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月12日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

貝塚市都市公園条例（平成25年貝塚市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第45条を第54条とし、第44条を第53条とし、第43条の次に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第44条 市長は、都市公園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第45条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 都市公園の維持管理に関する業務
- （2） 第20条の規定による許可並びに当該許可に係る第28条及び第29条の規定による監督処分に関する業務

- (3) 第23条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務
- (4) 別表第2に掲げる使用料の徴収、減額及び免除並びに還付に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上、市長が特に必要と認める業務

2 指定管理者は、市長と協議の上、前項各号の業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

3 都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第20条、第23条、第28条及び第29条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第46条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、指定管理者として適当と認めるものを指定するものとする。

- (1) 都市公園の利用者の平等な利用を確保することができるもの及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 都市公園の適切な維持及び管理を図ることができるもの並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 都市公園を適正に管理するに当たり十分な能力を有するものであること。

(秘密保持義務)

第47条 指定管理者又はその管理する都市公園の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該都市公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協定の締結)

第48条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長と都市公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第49条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する都市公園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間について業務の全部を停止されたときは、その日から起算して30日以内に当該年度までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び都市公園の利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(指定管理者による管理の基準)

第50条 指定管理者は、次に掲げる基準により、都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 法その他の関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

(指定の取消し等)

第51条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき。

(2) 第46条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第52条 指定管理者は、指定期間が終了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部を停止されたときは、その管理をしなくなった都市公園の施設又は設備等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

字の区域の変更及び町を新設する件

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域及び町の名称を定めるものとする。

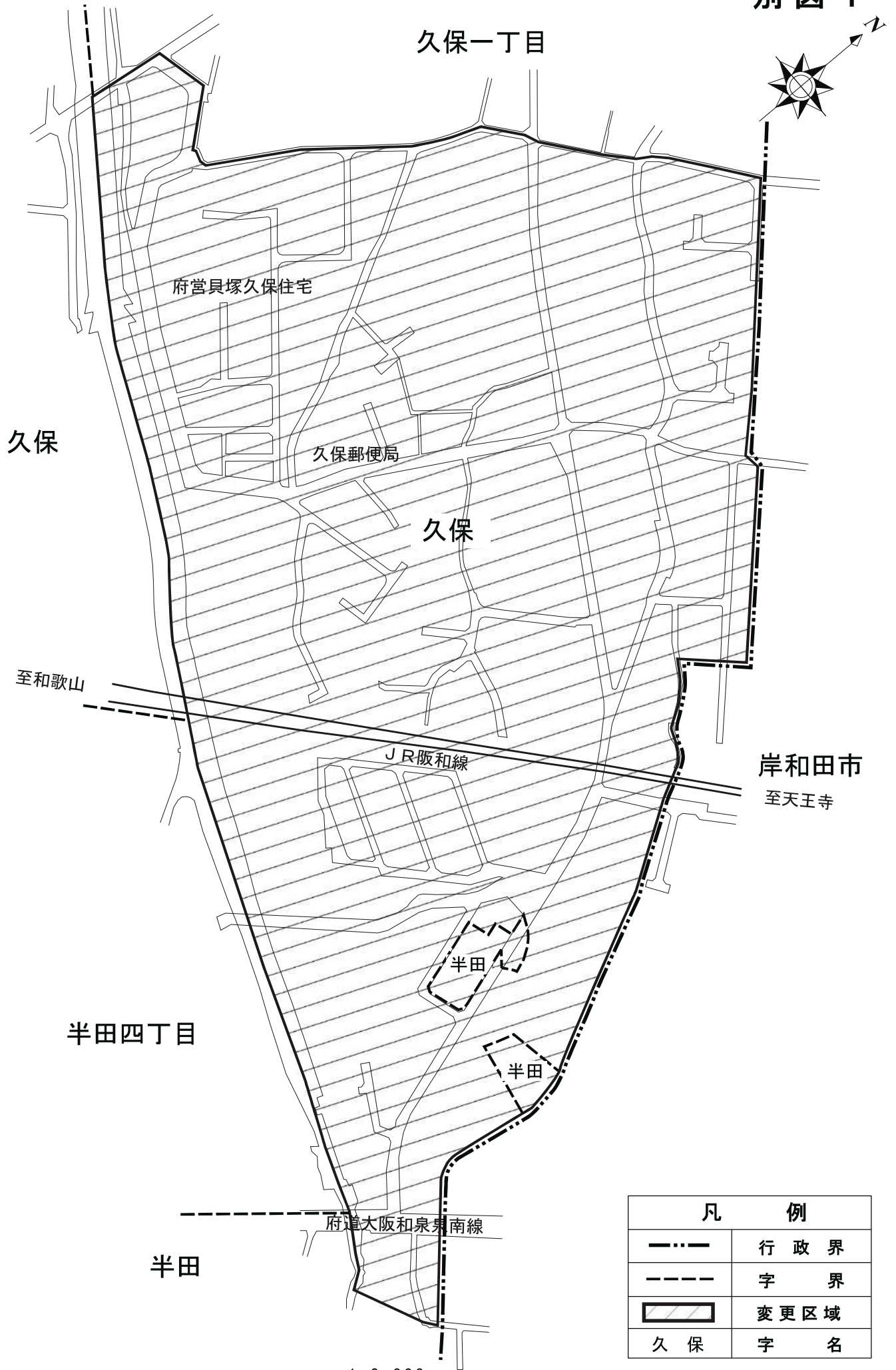
令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒井 了

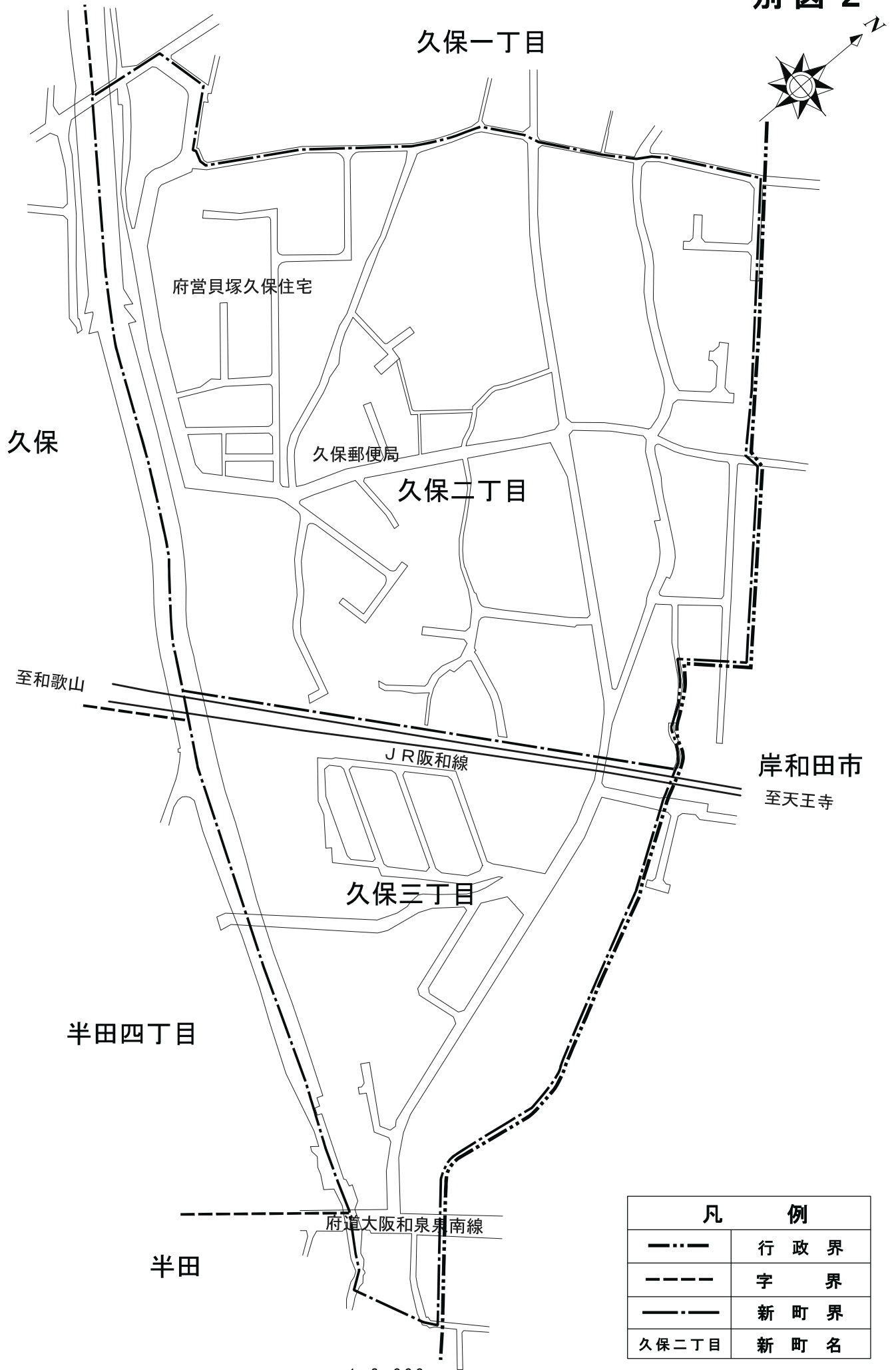
1 久保及び半田の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。

2 別図 2 に示すとおり、1 において除いた区域をもって久保二丁目及び三丁目を新設する。

別図 1



別図 2



1 : 3, 000

議案第 40 号

令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和 5 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 0, 2 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7, 5 1 1, 9 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		7,627,049	277,098	7,904,147
	2. 国庫補助金	1,455,540	277,098	1,732,638
15. 府支出金		2,965,560	1,655	2,967,215
	2. 府補助金	593,669	1,155	594,824
	3. 委託金	163,893	500	164,393
17. 寄附金		720,250	10,000	730,250
	1. 寄附金	720,250	10,000	730,250
18. 繰入金		2,036,137	10,050	2,046,187
	1. 基金繰入金	2,031,335	10,050	2,041,385
20. 諸収入		679,427	3,900	683,327
	5. 雑入	241,916	3,900	245,816
21. 市債		2,114,756	37,500	2,152,256
	1. 市債	2,114,756	37,500	2,152,256
歳入	合計	37,171,743	340,203	37,511,946

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,339,105	23,155	4,362,260
	1. 総務管理費	3,637,540	23,155	3,660,695
3. 民生費		17,249,161	37,612	17,286,773
	1. 社会福祉費	7,251,920	36,172	7,288,092
	2. 児童福祉費	6,808,114	1,440	6,809,554
4. 衛生費		4,660,813	7,936	4,668,749
	2. 清掃費	1,716,985	7,936	1,724,921
7. 商工費		254,451	224,304	478,755
	1. 商工費	254,451	224,304	478,755
8. 土木費		3,395,019	34,827	3,429,846
	1. 土木管理費	161,368	24,120	185,488
	2. 道路橋梁費	1,014,818	0	1,014,818
	5. 都市計画費	1,881,128	10,707	1,891,835
9. 消防費		1,255,365	10,000	1,265,365
	1. 消防費	1,255,365	10,000	1,265,365
10. 教育費		2,763,911	2,369	2,766,280
	1. 教育総務費	434,238	500	434,738
	2. 小学校費	834,012	1,869	835,881
歳 出	合 計	37,171,743	340,203	37,511,946

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
二色地区都市公園管理業務	令和5年度～令和7年度	13,000千円
学校給食親子方式運営事業	令和5年度～令和7年度	12,373千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他		
ひと・ふれあいセンター施設整備事業	千円 42,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府	年以内 25	年以内 5	年賦又は半年賦・元利均等又は元金均等若しくは満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 47,900	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左	
道路橋梁等新設改良事業	461,100			その他	20	5				同左				同左	同左				同左
起債合計	2,114,756									2,152,256									

議案第 41 号

令和 5 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 5 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,666 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,867,484 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,403,026	33,666	1,436,692
	1. 一般会計繰入金	1,264,582	33,666	1,298,248
歳	入	合	計	
		7,833,818	33,666	7,867,484

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		169,836	4,511	174,347
	3. 介護認定審査会費	105,010	4,511	109,521
3. 地域支援事業費		360,423	29,155	389,578
	2. 一般介護予防事業費	43,899	29,155	73,054
歳 出	合 計	7,833,818	33,666	7,867,484

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
健康アプリ導入によるフレイル予防事業	令和5年度～令和7年度	26,800千円

議案第 42 号

令和 5 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 5 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度貝塚市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収益	8,120,325 千円	27,218 千円	8,147,543 千円
第 1 項 医業収益	7,507,153 千円	27,218 千円	7,534,371 千円
	支	出	
第 1 款 事業費用	8,407,396 千円	20,909 千円	8,428,305 千円
第 1 項 医業費用	8,132,922 千円	20,909 千円	8,153,831 千円

令和 5 年 6 月 12 日 提出

貝塚市長 酒 井 了